

避難指示区域等から他地域に移転して グループ補助金を活用された事業者の皆様へ

避難先でグループ補助金を活用して復旧した後に、原発事故に伴う避難指示が解除された区域内にある元の場所に帰還して事業を再開する場合、一定の条件を満たせば、再度グループ補助金の交付申請を行うことができます。

避難指示区域が解除された区域に帰還し、再度グループ補助金の活用をご検討の方は、まずは福島県にご相談ください。

【条件】

避難先でグループ補助金により整備した施設を第三者に有償譲渡または有償貸付（補助金で整備した財産の処分）して得た収入の範囲内で補助金相当分の金額を福島県に返納すること。

【具体例】

震災前にA市に工場が立地。震災後、A市は避難指示区域に指定されたため、B市に移転し、グループ補助金5000万円を活用して、工場を建設。その後、避難指示が解除されたため、A市で事業再開することを改めて決意し、B市からA市に帰還。

以下の①、②の手続きを行うことにより、A市に帰還した後、再度工場を整備するための費用について、グループ補助金の交付申請を行うことが可能。

① B市に建設した工場を4000万円第三者に売却。

② 売却して得た4000万円のうち、補助金相当分（4000万円に補助率3/4を掛けた額）である3000万円を福島県に返納。

※いずれ帰還することを念頭に仮設施設に入居して事業再開した事業者が、避難指示解除に伴い、元の場所に帰還して事業再開される場合は、上記の追加手続きを行うことなく、従来の申請手続きにより、施設の復旧や設備の移転等を行うことは可能。

○本件に関するお問い合わせ

福島県 商工労働部 経営金融課

TEL 024-572-7029（直通）